

## 伊勢原市延長保育事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、その他保育施設（以下「保育所等」という。）における延長保育の促進を図るため、延長保育事業を実施する施設の設置者及び事業者（以下「設置者等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象とする延長保育事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 延長保育事業（標準時間認定） 保育所等において特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第44号イに定める標準時間認定を受けた児童の保育所等が定めた保育時間の前後の時間において、更に30分以上の延長保育を実施する事業
- (2) 延長保育事業（短時間認定） 保育所等において告示第1条第44号ロに定める短時間認定を受けた児童の保育所等が定めた保育時間の前後の時間において、更に1時間以上の延長保育を実施する事業

(補助金の額)

第3条 前条に規定する補助事業の補助金の額は、別表により算出した補助基準額（限度額）と設置者等が支出した補助事業に要する経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、いずれか少ない方の額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする設置者等は、伊勢原市延長保育事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 延長保育事業補助金算出内訳書・実績内訳書（第2号様式）
- (2) 延長保育事業実施計画書・実績書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市延長保育事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(変更交付申請)

第6条 前条の通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市延長保育事業補助金変更交付申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市

長に提出しなければならない。

- (1) 延長保育事業補助金算出内訳書・実績内訳書
  - (2) 延長保育事業実施計画書・実績書
  - (3) その他市長が必要と認めた書類
- (変更交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市延長保育事業補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(交付条件等)

第8条 規則第7条の規定による交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助の目的に反するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(変更等の承認)

第9条 前条第1項第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合には、伊勢原市延長保育事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第7号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市延長保育事業補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市延長保育事業補助金交付請求書（第9号様式）に伊勢原市延長保育事業補助金交付決定通知書又は伊勢原市延長保育事業補助金変更交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第14条に規定する実績報告は、伊勢原市延長保育事業補助金実績報告書（第10号様式）により、次に掲げる書類を添えて当該年度終了後4月10日までに市長に提出しなければならない。

(1) 延長保育事業補助金算出内訳書・実績内訳書

(2) 延長保育事業実施計画書・実績書

(3) その他市長が必要と認めた書類

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市延長保育事業補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市延長保育事業補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年3月3日告示第26号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年11月10日告示第261号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業名	対 象 経 費	補助基準額（限度額）
延長保育事業	延長保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙延長保育事業実施要綱に定める延長保育事業の実施に必要な経費	子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日府子本第474号内閣総理大臣通知）別紙子ども・子育て支援交付金交付要綱の別紙に定める延長保育事業の基準額

第1号様式（第4条関係）

年度伊勢原市延長保育事業補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

---

申請者名称及び  
代表者氏名

---

年度伊勢原市延長保育事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 補助事業等の目的及び内容

3 添付書類

- (1) 延長保育事業補助金算出内訳書・実績内訳書
- (2) 延長保育事業実施計画書・実績書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

第2号様式（第4条、第6条、第11条関係）

年度延長保育事業補助金算出内訳書・実績内訳書

施設名

経 費 名	事業支出（予定）額			事業収入（予定）額			差 引 額 G(C-F)	補 助 基 準 額 H	補 助 基 本 額 I
	人 件 費 A	その他の経費 B	合 計 C(A+B)	保護者負担額 D	寄附金その他 E	合 計 F(D+E)			
延長保育事業 (短時間認定)	円	円	円	円	円	円	円	円	円
延長保育事業 (標準時間認定)									
合 計									

- (注) 1 「D」欄は、延長保育料の他、給食費、おやつ代等を含めて記入してください。  
 2 「H」欄は、補助金交付基準に基づく額を記入してください。  
 3 「I」欄は、「G」欄と「H」欄の額を比較して少ない方の額を記入してください。  
 4 「事業支出（予定）額」及び「事業収入（予定）額」を証する書類を添付してください。

年度 延長保育事業実施計画書・実績書

施設名	
-----	--

短時間の開所時間	標準時間の開所時間	延長を含めた開所時間	標準時間の延長保育時間	職員の配置	
				短時間延長	標準時間延長
時 分～ 時 分 ( 時間)	時 分～ 時 分 ( 時間)	時 分～ 時 分 ( 時間 分)	(前) 時間 分 (後) 時間 分	(前) 人 (後) 人	(前) 人 (後) 人

※職員の配置の記入 ・延長保育を実施するために配置している職員人数を記入してください。

月ごとの延長保育平均対象（利用）児童数

延長時間区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間平均 対象児童数
標準	前30分延長	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	前1時間延長													
短時間	1時間延長													
	2時間延長													
	3時間延長													
標準	後30分延長													
	後1時間延長													
	後2時間延長													
	後3時間延長													

※上記の表には、当該保育所が該当する延長時間区分の欄に人数を記入してください。

※短時間認定の平均対象児童数

- ・1時間延長の対象：30分を超えて保育する平均対象児童数を記入してください（1人以上）。
- ・2時間延長の対象：1時間30分を超えて保育する平均対象児童数を記入してください（1人以上）。
- ・3時間延長の対象：2時間30分を超えて保育する平均対象児童数を記入してください（1人以上）。

※標準時間認定の平均対象児童数

- ・30分延長の対象：15分以降保育する平均対象児童数を記入してください（1人以上）。
- ・1時間延長の対象：30分を超えて保育する平均対象児童数を記入してください（6人以上）。
- ・2時間延長の対象：1時間30分を超えて保育する平均対象児童数を記入してください（3人以上）。3時間及び4時間延長も同じ考え方。

年度 延長保育事業実施計画書・実績書

保育所名	
------	--

短時間の開所時間	標準時間の開所時間	延長を含めた開所時間	標準時間の延長保育時間	職員の配置	
				短時間延長	標準時間延長
8時30分～16時30分 (8時間)	7時30分～18時30分 (11時間)	7時00分～19時00分 (12時間00分)	(前) 時間 30分	(前) 人	(前) 人
			(後) 時間 30分	(後) 人	(後) 人

※職員の配置の記入 ・標準時間の延長保育を実施のために配置している職員人数を記入してください。

月ごとの延長保育平均対象（利用）児童数

延長時間区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間平均 対象児童数
標準	前30分延長	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	前1時間延長													
短時間	1時間延長													
	2時間延長													
	3時間延長													
標準	後30分延長													
	後1時間延長													
	後2時間延長													
	後3時間延長													

※上記の表には、当該保育所が該当する延長時間区分の欄に人数を記入してください。

※短時間認定の平均対象児童数

- ・1時間延長の対象：30分を超えて保育する平均対象児童数を記入してください（1人以上）。
- ・2時間延長の対象：1時間30分を超えて保育する平均対象児童数を記入してください（1人以上）。
- ・3時間延長の対象：2時間30分を超えて保育する平均対象児童数を記入してください（1人以上）。

※標準時間認定の平均対象児童数

- ・30分延長の対象：15分以降保育する平均対象児童数を記入してください（1人以上）。
- ・1時間延長の対象：30分を超えて保育する平均対象児童数を記入してください（6人以上）。
- ・2時間延長の対象：1時間30分を超えて保育する平均対象児童数を記入してください（3人以上）。～3時間及び4時間延長も同じ考え方



年度伊勢原市延長保育事業補助金交付決定通知書

住所又は  
所在地

申請者名称及び  
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市延長保育事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助金交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助の対象となる事業は、年 月 日付け申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助の目的に反するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

（事務担当は、 ）

第5号様式（第6条関係）

年度伊勢原市延長保育事業補助金変更交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

---

申請者名称及び  
代表者氏名

---

年 月 日付で交付決定を受けた 年度伊勢原市延長保育事業補助金について、補助事業の内容を変更し、補助金の変更交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助金額

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 変更交付申請額    | 円 |
| (2) 既交付決定額     | 円 |
| (3) 追加（減少）補助金額 | 円 |

2 変更内容

3 変更理由

4 添付書類

- (1) 延長保育事業補助金算出内訳書・実績内訳書
- (2) 延長保育事業実施計画書・実績書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

年度伊勢原市延長保育事業補助金変更交付決定通知書

住所又は  
所在地

申請者名称及び  
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査した結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 決定金額

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 変更交付決定額    | 円 |
| (2) 既交付決定額     | 円 |
| (3) 追加（減少）補助金額 | 円 |

2 交付条件

- (1) 補助の対象となる事業は、年 月 日付け申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助の目的に反するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

（事務担当は、 ）

第7号様式（第9条関係）

年度伊勢原市延長保育事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

---

申請者名称及び  
代表者氏名

---

次のとおり伊勢原市延長保育事業補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容  
(変更前)

(変更後)

2 変更の理由

第8号様式（第9条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市延長保育事業補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書

住所又は  
所在地

---

申請者名称及び  
代表者氏名

---

年 月 日付で提出されました変更（中止・廃止）申請書の内容  
を審査した結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第9号様式（第10条関係）

年度伊勢原市延長保育事業補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

申請者名称及び  
代表者氏名

印

交付決定のありました伊勢原市延長保育事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 交付決定通知額 | 円 |
| 2 | 既交付額    | 円 |
| 3 | 今回交付請求額 | 円 |
| 4 | 未交付額    | 円 |

5 添付書類

- 伊勢原市延長保育事業補助金交付決定通知書の写し  
伊勢原市延長保育事業補助金変更交付決定通知書の写し

(注) 上記のいずれかにレ印を付けてください。

第10号様式（第11条関係）

年度伊勢原市延長保育事業補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

---

申請者名称及び  
代表者氏名

---

年度伊勢原市延長保育事業補助金に係る実績を次のとおり報告します。

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| 1 交付決定額                  | 円 |
| 2 実績額                    | 円 |
| 3 不用額                    | 円 |
| 4 添付書類                   |   |
| (1) 延長保育事業補助金算出内訳書・実績内訳書 |   |
| (2) 延長保育事業実施計画書・実績書      |   |
| (3) その他市長が必要と認めた書類       |   |